

平成18年度9月補正主要事業調

(単位:千円)

事業名	事業費	左の財源内訳		事業内容	備考
		特定財源	一般財源		
総務費					
十勝圏複合事務組合分担金	3,757		3,757	十勝市町村税滞納整理機構に係る分担金 (補正内容) 滞納管理システム作成委託(全体事業費 9.828千円) (分担金の内容) 均等割 103千円 人口割 3,654千円 (引渡予定金額) 210件 321,079千円(十勝全体 376件 432,659千円)	一般会計 3,757千円 国保会計 138千円 合計 3,895千円
民生費					
障害者自立支援法関連	129,588	82,233 国・道 補助負担金 82,233	47,355	10月から新たに実施する「地域生活支援事業」に伴う 現行予算の組替及び新規事業経費等 別紙参照	

平成18年度9月補正主要事業調

(単位:千円)

事業名	事業費	左の財源内訳		事業内容	備考																												
		特定財源	一般財源																														
衛生費	10,922		10,922	法改正により本年6月2日から麻しん・風しん予防接種実施方法等の改正で対象者が拡大されたことによる医薬材料費・委託料の増																													
予防接種に要する経費																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">平成18年3月以前</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">平成18年4月改正</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">平成18年6月改正</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>麻しん単抗原ワクチンを1回接種 風しん単抗原ワクチンを1回接種</td> <td></td> <td>麻しん・風しん混合ワクチンを2回接種</td> <td></td> <td>麻しん・風しん混合ワクチン 麻しん単抗原ワクチン 風しん単抗原ワクチン のいずれかをそれぞれ2回接種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">対象年齢</td> <td rowspan="2">1歳以上 7歳6ヵ月未満</td> <td></td> <td>第1期(1回目): 1歳以上 2歳未満</td> <td></td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2期(2回目): 小学校入学前の1年間 (ただし、5歳以上7歳未満)</td> <td></td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>留意点</td> <td>単抗原ワクチンを1回ずつ接種</td> <td></td> <td>麻しん単抗原ワクチン、風しん単抗原ワクチンをいずれか一つでも受けたことがある場合は、定期接種(混合ワクチン)の対象外。</td> <td></td> <td>平成18年3月以前に単抗原ワクチンをいずれか一つでも受けたことがある人について、第2期の接種が可能になった。</td> </tr> </table>							平成18年3月以前	→	平成18年4月改正	→	平成18年6月改正	実施方法	麻しん単抗原ワクチンを1回接種 風しん単抗原ワクチンを1回接種		麻しん・風しん混合ワクチンを2回接種		麻しん・風しん混合ワクチン 麻しん単抗原ワクチン 風しん単抗原ワクチン のいずれかをそれぞれ2回接種	対象年齢	1歳以上 7歳6ヵ月未満		第1期(1回目): 1歳以上 2歳未満		同 左		第2期(2回目): 小学校入学前の1年間 (ただし、5歳以上7歳未満)		同 左	留意点	単抗原ワクチンを1回ずつ接種		麻しん単抗原ワクチン、風しん単抗原ワクチンをいずれか一つでも受けたことがある場合は、定期接種(混合ワクチン)の対象外。		平成18年3月以前に単抗原ワクチンをいずれか一つでも受けたことがある人について、第2期の接種が可能になった。
	平成18年3月以前	→	平成18年4月改正	→	平成18年6月改正																												
実施方法	麻しん単抗原ワクチンを1回接種 風しん単抗原ワクチンを1回接種		麻しん・風しん混合ワクチンを2回接種		麻しん・風しん混合ワクチン 麻しん単抗原ワクチン 風しん単抗原ワクチン のいずれかをそれぞれ2回接種																												
対象年齢	1歳以上 7歳6ヵ月未満		第1期(1回目): 1歳以上 2歳未満		同 左																												
			第2期(2回目): 小学校入学前の1年間 (ただし、5歳以上7歳未満)		同 左																												
留意点	単抗原ワクチンを1回ずつ接種		麻しん単抗原ワクチン、風しん単抗原ワクチンをいずれか一つでも受けたことがある場合は、定期接種(混合ワクチン)の対象外。		平成18年3月以前に単抗原ワクチンをいずれか一つでも受けたことがある人について、第2期の接種が可能になった。																												

平成18年度9月補正主要事業調

(単位:千円)

事業名	事業費	左の財源内訳		事業内容	備考						
		特定財源	一般財源								
国民健康保険会計											
十勝圏複合事務組合分担金	138	69 道補助金 69	69	十勝市町村税滞納整理機構に係る分担金 (補正内容) 滞納管理システム作成委託(全体事業費 9,828千円) (引渡予定金額) 35件 11,721千円(十勝全体 52件 145,086千円)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">国保会計</td> <td style="text-align: right;">138千円</td> </tr> <tr> <td>一般会計</td> <td style="text-align: right;">3,757千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">3,895千円</td> </tr> </table>	国保会計	138千円	一般会計	3,757千円	合計	3,895千円
国保会計	138千円										
一般会計	3,757千円										
合計	3,895千円										
保険財政共同安定化事業拠出金	817,100	817,100 共同事業 交付金 817,100		平成18年10月創設の保険財政共同安定化事業 (再保険制度)に係る拠出金 1件当り30万円以上80万円未満の医療費が対象 80万円以上は、高額医療費共同事業が適用							
空港事業会計											
空港整備費	8,116		8,116	北海道警察地域航空隊分遣隊設置に係る飛行場変更・航空灯火変更業務委託等 (配置隊員) 10名程度 (配置機材) 大型ヘリコプター1機常駐 (供用開始) 平成20年4月予定							

障害者自立支援法

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします

はじめに

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。しかし、次のような問題点が指摘されていました。

- ①身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- ②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない（地方自治体間の格差が大きい）こと
- ③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

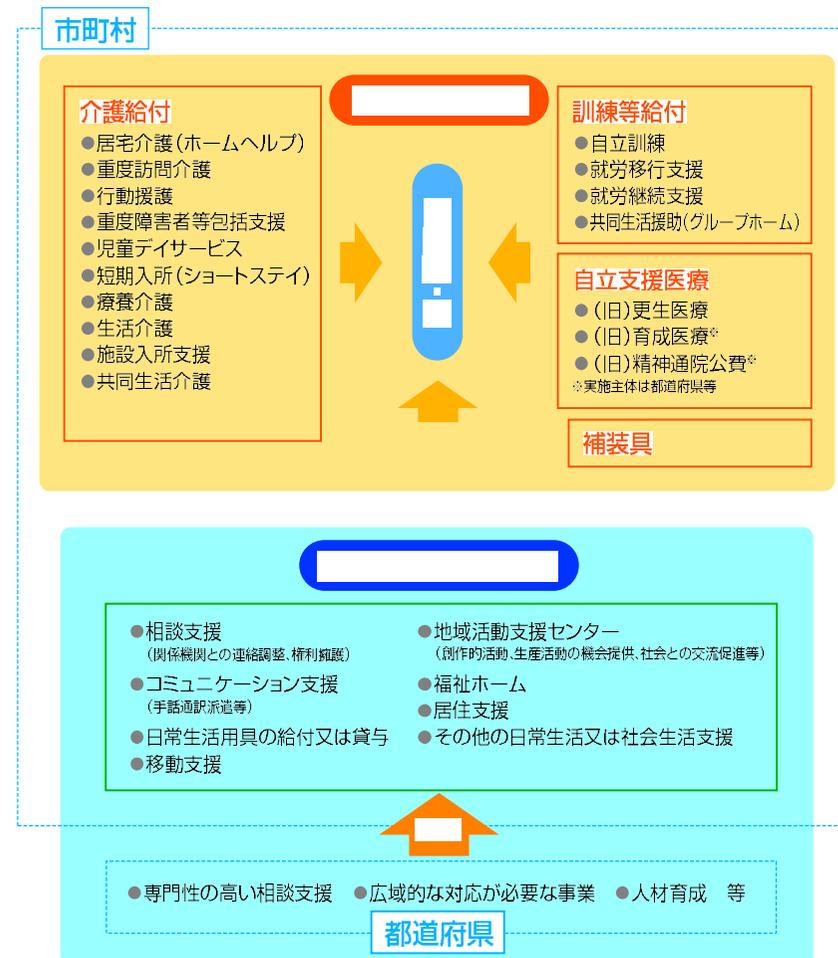
こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

障害者自立支援法のポイント

- ①障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

障害のある人々の自立を支えます。

障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています



■地域生活支援事業

市町村の創意工夫を図るとともに、利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められるコミュニケーション支援、ガイドヘルプ（移動支援）、地域活動支援センター等の事業があります。詳しい事業内容や利用者の負担はそれぞれの市町村ごとに異なります。

福祉サービスの体系はこう変わります (平成18年10月から)

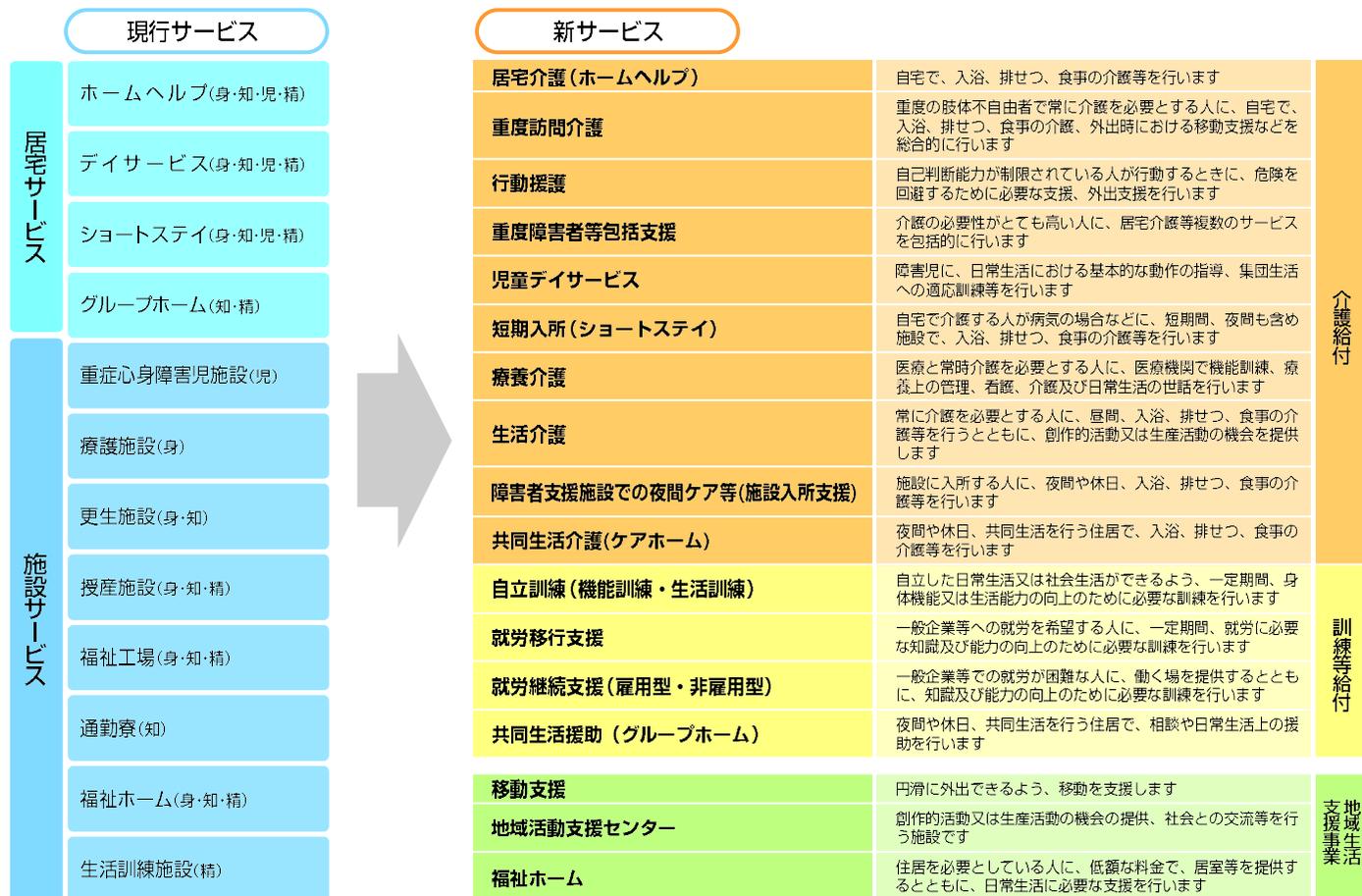
サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）が可能となります。



■福祉サービスに係る自立支援給付の体系



(注)表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

■日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかかったサービスが提供されます。

例えば、現在、身体障害者療養施設を利用している、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせ利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

●見直し後

日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

- 療養介護(医療型)※
- 生活介護(福祉型)
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(雇用型・非雇用型)
- 地域活動支援センター(地域生活支援事業)

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施



住まいの場

- 障害者支援施設の施設入所支援
- 又は
- 居住支援(ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能)